公益信託杉林きみ子記念教育振興基金第二十四期決算公告

一、事業概要
　高岡市立の小中学校に対し、教材の購入、教育機器の購入資金として、小学校四件、中学校二件総額三〇〇万円の助成金を給付した。
二、財産目録　平成二十五年三月三十一日現在
資産合計　一〇一、七八一、九九八円
負債合計　〇円
正味信託財産　一〇一、七八一、九九八円
平成二十五年七月二十六日
大阪市中央区備後町二丁目二番一号
公益信託杉林きみ子記念教育振興基金
受託者　株式会社りそな銀行

公益信託区制50周年記念生野ふれ愛基金第十七期決算公告

一、事業概要
　生野区内の児童、老人、身体障害者等を対象とした社会福祉施設及び社会活動を行う九団体・グループに対し、合計九四九、五〇〇円を給付した。
二、財産目録　平成二十五年三月三十一日現在
資産合計　五〇、五八〇、六〇〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　五〇、五八〇、六〇〇円
平成二十五年七月二十六日
大阪市中央区備後町二丁目二番一号
公益信託区制50周年記念生野ふれ愛基金
受託者　株式会社りそな銀行

公益信託西梅田まちづくり基金第十三期決算公告

一、事業概要
　都市環境の整備・保全に関する実践活動を行う団体に対し助成金三九、〇〇〇千円を給付した。
二、財産目録　平成二十五年三月三十一日現在
資産合計　九一一、六〇一、四〇三円
負債合計　〇円
正味信託財産　九一一、六〇一、四〇三円
平成二十五年七月二十六日
大阪市中央区備後町二丁目二番一号
公益信託西梅田まちづくり基金
受託者　株式会社りそな銀行

公益信託石狩・後志交通遺児育英基金第十九期決算公告

一、事業概要
　石狩・後志地方での交通遺児等計十名に対し、総額五十一万円の育英資金を給付した。
二、財産目録　平成二十五年三月三十一日現在
資産合計　二〇、六二六、三〇三円
負債合計　〇円
正味信託財産　二〇、六二六、三〇三円
平成二十五年七月二十六日
大阪市中央区備後町二丁目二番一号
公益信託石狩・後志交通遺児育英基金
受託者　株式会社りそな銀行

公益信託筑波銀行愛の社会福祉基金第二十一期決算公告

一、事業概要
　茨城県内における障害者に関する福祉活動を行う施設（社会福祉法人二件）に総額五十万円の助成金を給付した。
二、財産目録　平成二十五年三月三十一日現在
資産合計　一〇五、五三九、二八七円
負債合計　〇円
正味信託財産　一〇五、五三九、二八七円
平成二十五年七月二十六日
大阪市中央区備後町二丁目二番一号
公益信託筑波銀行愛の社会福祉基金
受託者　株式会社りそな銀行

公益信託椎名廣司記念上尾市地場産業振興開発基金第二十六期決算公告

一、事業概要
　上尾市内における地場産業に従事する者で、新製品の研究開発に従事する者（三団体）、海外研修等に参加する者（個人三名）に総額六十万円の助成金を給付した。
二、財産目録　平成二十五年三月三十一日現在
資産合計　五、五六一、五五一円
負債合計　〇円
正味信託財産　五、五六一、五五一円
平成二十五年七月二十六日
大阪市中央区備後町二丁目二番一号
公益信託椎名廣司記念上尾市地場産業振興開発基金
受託者　株式会社りそな銀行

公益信託片山和夫社会福祉奨学基金第二十一期決算公告

一、事業概要
　奨学生一六名に対し合計三、八四〇千円の奨学金を給付した。
二、財産目録　平成二十五年三月三十一日現在
資産合計　四〇、六六九、四七九円
負債合計　〇円
正味信託財産　四〇、六六九、四七九円
平成二十五年七月二十六日
大阪市中央区備後町二丁目二番一号
公益信託片山和夫社会福祉奨学基金
受託者　株式会社りそな銀行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県気仙沼市仲町二丁目一四番地、最後の住所宮城県気仙沼市仲町二丁目五番一三号
　被相続人　亡　熊谷　松市
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年七月二十六日
宮城県塩竈市舟入一丁目四番二二号
相続財産管理人　弁護士　白根澤俊夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市島田町二二四八番地、最後の住所茨城県水戸市杉崎町一四六〇番地
　被相続人　亡　清水　一男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年七月二十六日
茨城県那珂市菅谷五四二四番地五
相続財産管理人　鈴木　保男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市松田町三二〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吉間　ヒロ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年七月二十六日
栃木県足利市丸山町六一四番地一　清和ビル一〇一号富岡法律事務所
相続財産管理人　弁護士　富岡　規雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市妻沼二六四八番地一、最後の住所群馬県邑楽郡大泉町北小泉一丁目一〇番九号　被相続人　亡　内田　貞之
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年七月二十六日
群馬県太田市安良岡町二四二―二　太陽ビル二階東　フルール法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中山　弓子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市二俣一丁目六番、最後の住所千葉県市川市二俣一丁目六番五―一〇二号　被相続人　亡　山本　浩
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年七月二十六日
千葉県船橋市前原西二丁目一三番一三号大塚ビル五階　牧野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山下富佐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県柏崎市大字平井二〇一八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　齋藤　雪子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年七月二十六日
新潟県長岡市上前島町一九一番地、事務所新潟県長岡市東坂之上町二丁目四番地一五
相続財産管理人　河瀬　隆行